

第十三次地方分権一括法の成立について

本日、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第十三次地方分権一括法）が成立した。

本法は、個々の地方公共団体等からの提案に基づき、計画策定の事務負担の軽減をはじめとする地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直しや地方行政のデジタル化を実現し、地方分権改革を着実に前進させるものであり、関係者のご尽力に感謝する。

国においては、必要な政省令の整備を速やかに行うとともに、所要の財源措置、スケジュールの提示、研修の実施・マニュアルの整備等について、地方の意見を十分に反映して、地方の負担軽減に資する具体的な検討と調整を早期に進めることを望む。

本年の提案募集方式では、「連携・協働」及び「人材（担い手）確保」が重点募集テーマに設定されており、地方公共団体等から提出される提案について、実現する方向で積極的に検討することを求める。また、国の過剰な関与が存在する計画策定等については、「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」が実効性を持つように運用することを含め、引き続き制度的な課題として横断的な見直しを進めることを強く望む。

今後とも地方分権改革について、地方分権改革推進本部長である内閣総理大臣のもと、一層の推進が図されることを期待する。

令和5年6月13日

全国知事会会長 平井 伸治

全国市長会会長 立谷 秀清

全国町村会会長 荒木 泰臣